

○印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の分限及び懲戒処分に関する規則

令和5年7月31日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例（昭和47年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第5号。以下「分限条例」という。）第6条及び印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例（昭和47年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第6号）第5条の規定に基づき、職員の分限及び懲戒処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(休職手続の例外)

第2条 分限条例第2条の規定により職員の診断を行わせる医師は、管理者が委嘱する。

2 前項の規定にかかわらず管理者が特に認める場合は、管理者が定めた病院の医師又は現に治療を受けている医療機関の医師を委嘱した者とみなすことができる。

(分限懲戒処分審査会)

第3条 管理者は、職員の分限及び懲戒処分に関し調査及び審議する必要があると認めるときは、その都度、分限懲戒処分審査会（以下「審査会」という。）の審査に付するものとする。

2 審査会は、副管理者2名、事務局長、水道企業部長及び事務局管理課長をもって組織する。

3 審査会の会長は、副管理者のうちから互選により選出する。

4 会長に事故あるとき又は欠けたときは、審査員（第3条第2項に規定する審査会を組織する者をいう。）のうちから事務局長が指名する者がその職務を代理する。

5 事務局長、水道企業部長及び事務局管理課長が審査事案の当事者であるときは、一般職の職員のうち管理者が指名する者がその職務を代理する。

(手続)

第4条 所属長は、所属職員について地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項又は第29条第1項のいずれかに該当すると思われる事故が発生した場合は、直ちに分限・懲戒事由発生報告書（別記様式第1号）により事務局長を経由して管理者に報告しなければならない。

2 管理者は、前項の報告があった場合には、事務局長に事故の調査を命ずるものとする。

3 事務局長は、前項の調査が終了したときは、速やかに考査意見書（別記様式第2号）を添えて審査会の審査に付するものとする。

(処分方法)

第5条 分限及び懲戒処分は、辞令の交付をもって行うものとする。

2 前項の辞令には、処分説明書（別記様式第3号）を付するものとする。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、事務局管理課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、令和5年8月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条第1項関係）

分限・懲戒事由等発生報告書

年 月 日

印旛郡市広域市町村圏事務組合

管理者 様

所属長 所 属

職・氏名 印

（所属 職名 氏名）について、地方公務員法第 条第1項第  
号に該当する事由が発生したので、印旛郡市広域市町村圏事務組合  
職員の分限及び懲戒処分に関する規則第4条第1項の規定により報  
告します。

事由の概要

別記様式第2号（第4条第3項関係）

考 査 意 見 書

年 月 日

印旛郡市広域市町村圏事務組合

管理者 様

事務局長

年 月 日付け分限・懲戒事由発生報告書で（職 氏名）からの報告のあった事由につき、命により関係各方面において種々調査を行った結果、その内容は次のとおりであり、分限・懲戒処分に相当するもの（分限・懲戒処分には相当しないもの）と思慮されます。

調査内容

（注）関係書類添付のこと

別記様式第3号（第5条第2項関係）

処 分 説 明 書

処 分 者	印旛郡市広域市町村圏事務組合 管理者 <span style="float: right;">印</span>	
被 処 分 者	所 属	
	職 名	
	氏 名	
	職務の級・号給	
処 分 の 内 容	処分発令日	
	処分効力発生日	
	処分説明書交付日	
	根拠法令	
	処分の種類及び程度	
	処分の理由	

## 【教 示】

この処分について不服があるときは、地方公務員法第49条の2及び第49条の3の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に千葉県市町村公平委員会に対し審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に印旛郡市広域市町村圏事務組合を被告として（訴訟において印旛郡市広域市町村圏事務組合を代表する者は管理者となります。）提起することができます。なお、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求のあった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。